

大阪北部地震を教訓とした防災力強化の  
検討について《報告書》  
【対応報告】

令和3年1月  
大阪市

## 目次

### 1. 初動体制

- 1-1 職員参集について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 災害対策本部・情報管理室の常設化 及び初動対応人員の強化について・・・ 3
- 1-3 市（区）災害対策本部の円滑な運営に向けて・・・・・・・・ 5

### 2. 業務継続計画（BCP）

- 2 業務継続計画（BCP）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 3. 住民支援・避難所対応

- 3-1 避難行動要支援者支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3-2 避難所運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 4. 災害広報

- 4 災害時広報の在り方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 5. 庁内の情報共有

- 5 庁内の情報共有の在り方について・・・・・・・・・・・・ 12

### 6. その他、主要な個別課題

- 6-1 災害時の水道水の確保について・・・・・・・・・・・・ 14
- 6-2 災害廃棄物等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 6-3 災害時のトイレの確保について・・・・・・・・・・・・ 19
- 6-4 被災証明発行事務について・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 6-5 建築物の応急危険度判定について・・・・・・・・・・・・ 21
- 6-6 道路区域境界の確定について・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6-7 災害発生時の非常事態宣言について・・・・・・・・・・・・ 23
- 6-8 災害時における外国人支援について・・・・・・・・・・・・ 25
- 6-9 災害時の駅施設等周辺の滞留者対策について・・・・・・・・ 27
- 6-10 市設建築物の安全確認について・・・・・・・・・・・・ 29

1. 初動体制

1-1	職員参集について
課題	<p>① 発災当日9時までの参集率は31%でありBCPにおける発災直後の必要職員数約9,000名に満たなかった。(21,700名中6,800名〈速報値約3,700名〉)</p> <p>② 災害対応に関する職員の理解不足により、参集すべき場所に適切に参集できなかった。</p> <p>③ 直近参集者が担う役割が区によっては不明確であり、参集者を活用しきれなかった。</p>
対応方針	<p>① 初動活動に必要な職員を確保する方策を検討(分類番号:Ⅲ)</p> <p>□職員の確保策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住区への配置等、居住地を考慮した人事配置</li> <li>・区役所職員の居住区への参集等、直近参集者の充実強化</li> <li>・応急業務に応じた職員の所属間調整の実施</li> <li>・OB職員の活用</li> </ul> <p>② 職員の災害対応能力向上のための研修・教養の実施(分類番号:Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・eラーニングによる職員啓発を実施</li> <li>・新任係長研修等、職員研修の機会を捉え防災に関する研修の実施を検討</li> <li>・新採用者に対する防災研修の拡充</li> </ul> <p>③ 初期初動期の行動計画の確立及び参集者数の把握(分類番号:Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所における初期初動期の行動計画表の作成及び当該所属職員への周知徹底</li> <li>・参集職員数等把握のための仕組みを検討(全職員を対象)</li> </ul> <p>☐その他 参集にかかるルールの明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関が出勤途上で遮断された場合の参集先の考え方を整理</li> <li>・浸水想定区域への参集についての考え方を整理</li> <li>・交通機関遮断時の遠方職員の参集についての考え方を整理</li> </ul>

<p>対応 スケジュール</p>	<p>① 初動活動に必要な職員を確保する方策を検討</p> <p>□職員確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事異動方針に基づき、居住地を考慮した人事配置を実施し、次年度以降については、1時間以内に参集できる職員の割合が低い区役所の体制を重点的に強化する。</li> <li>・ 令和元年度の直近参集指名より直近参集者の充実強化を図る。</li> <li>・ 応急業務に応じた職員の所属間調整については、BCPを考慮し引き続き検討を行う。</li> <li>・ 平成30年度退職者説明会にて災害時ボランティア制度の周知を行い、OB職員の活用についても行っていく。</li> </ul> <p>② 職員の災害対応能力向上のための研修・教養の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実災害を踏まえた実効性のあるeラーニングを実施していく。 (平成30年度実施済、令和元年度以降も年間複数回実施予定)</li> <li>・ 研修機会を捉えた防災研修を実施していく。 (平成30年度中堅研修で実施済、令和元年度以降も継続実施予定)</li> <li>・ 平成31年度より、新採用者に対する防災研修について拡充を図る。</li> </ul> <p>③ 初期初動期の行動計画の確立及び参集者数の把握（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各区役所において、平成30年度末までに初期初動期の行動計画表の作成及び当該所属職員への周知徹底を行う。</li> <li>・ 参集職員数等把握は、当面の間各所属で管理していく。 (来年度以降の防災システムの更新時に対応予定)</li> </ul> <p>その他 参集にかかるルールはマニュアル等に平成30年度中に反映する。 (浸水想定区域への参集については代替施設の検討に合わせて実施)</p>
<p>関係部局</p>	<p>危機管理室、区役所、人事室、ICT戦略室、各局室</p>
<p>対応状況</p>	<p>理由(どのような対応をしたか)</p>
<p>済</p>	<p>① 初動活動に必要な職員を確保する方策を検討</p> <p>□職員確保策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度人事異動方針に基づき、居住地を考慮した人事配置を実施し、1時間以内に参集できる職員の割合が低い区役所の体制を、重点的に強化を行った。</li> <li>・ 令和元年度より区役所職員も対象者とし、直近参集者の充実強化を図った。</li> <li>・ 応急業務に応じた職員の所属間調整については、令和元年度に地域防災計画を見直しにおいて新たに設置した協力部（第一協力部、第二協力部、第三協力部）を他部の防災・応急対策・復旧活動の応援に従事させる体制を構築</li> </ul>

済	<p>した。</p> <p>令和2年度については、第一から第三協力部と協議を行い、引き続き区役所への参集方法を検証するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度退職者説明会にて災害時ボランティア制度の周知を行った。</li> </ul> <p>② 職員の災害対応能力向上のための研修・教養の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度から全職員を対象に、防災に関する基礎知識の向上と防災意識の高揚を目的としたeラーニングを年間通じて実施。(令和元年度：3回、令和2年度：2回)</li> <li>・令和元年度から新規採用者研修に、大阪市の動員制度を新たな科目として追加し、研修の拡充を図った。</li> </ul> <p>また、新任防災担当者研修の拡充を図った。</p> <p>③ 初期初動期の行動計画の確立及び参集者数の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区役所において、初期初動期の行動計画表の作成及び当該所属職員へ周知徹底を実施済</li> <li>・参集職員数等把握については、令和4年4月より防災システムの更新に合わせて運用開始予定である。</li> </ul>
---	--

1-2	災害対策本部・情報管理室の常設化 及び初動対応人員の強化について
課題	<p>① 巨大地震では発災直後から複数の被害が同時に発生することが想定される。本部長が広域応援要請等の判断を迅速に行うためにも災害対策本部・情報管理室が早期に情報収集できる態勢を整える必要がある。</p> <p>(現状)</p> <p>災害時の被害状況やライフラインなど多岐にわたる情報を一括して集約する災害情報管理室は、発災後に参集する緊急本部員と危機管理室員が、応接室の机の移動配置変えから電話、無線、端末など多数の情報機器を一から運び出し備え付け設営、運用しているのが現状である。よって情報管理室が稼働するまでには相当な時間を要している。</p> <p>② 発災直後に、危機管理室員や緊急本部員が必ずしも想定通り参集できるとは限らないため、確実に被害状況等の把握に早期に対応でき得る職員が必要である。</p> <p>③ 迅速な本部会議開催のためには、本庁外から所属長に駆けつけてもらうことは非効率である。</p>

対応方針	<p>① 災害対策本部・情報管理室の常設化について（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部・情報管理室の本庁舎内での常設化を図るため、現行の大応接室を含め常設可能な会議室等を総務局等とともに検討する。</li> </ul> <p>② 初動人員の確保について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設化に合わせて、休日夜間等においても発災直後から情報を入手し集約するため、消防局職員の協力による初期初動体制を検討する。</li> </ul> <p>③ 災害対策本部会議の効率化について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ATCや消防局、本庁との間でWeb会議（Skype）を1月の訓練で、その実効性を検証する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣政令市のうち神戸市・堺市は常設、京都市は来年度常設予定である。</li> <li>・総務省消防庁 「災害対策本部及びオペレーションルームは常設の専用スペースとすることが望ましい」との見解（平成29年7月）</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 災害対策本部・情報管理室の常設化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部・情報管理室の本庁舎内での常設化について、令和元年度以降に検討を行う。</li> <li>平成30年度中に現状の大応接室の機能化を図り、当面の間、効率的な本部設置が行えるよう整備を行う。</li> </ul> <p>② 初動人員の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度中の大応接室の機能化に合わせて、消防局職員を含め初期初動体制の強化を図る。</li> </ul> <p>③ 災害対策本部会議の効率化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月の訓練でWeb会議（Skype）の検証を行う。</li> </ul>
関係部局	危機管理室、総務局、政策企画室、ICT戦略室、消防局
対応状況	<b>理由(どのような対応をしたか)</b>
済	<p>① 災害対策本部・情報管理室の常設化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部・情報管理室の本庁舎内での常設化については、常設場所の確保が困難であるため、情報管理室の移設及び機能化を行い、令和3年度から運用を開始する。</li> </ul> <p>② 初動人員の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大応接室の機能化に合わせ、必要となる人員を算出し、体制強化に向けた初動人員の確保を行った。</li> </ul> <p>③ 災害対策本部会議の効率化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月から大阪市震災総合訓練での災害対策本部会議訓練にWeb会議の活用を実施。</li> </ul>

1-3	市（区）災害対策本部の円滑な運営に向けて
課題	<p>① 市災害対策本部会議について、例えば発災後の被害状況に応じた広域的な応援要請の必要性など本部長に判断していただく内容や会議開催の時期が定まっておらず、どのタイミングで何を決めるのかということが不明確であった。</p> <p>② 市災害対策本部の危機管理部における役割分担が不十分であるため、部内での業務内容に不均衡が生じ、円滑な運営に支障が出た。</p>
対応方針	<p>① 災害対策本部の運営について（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議開催のタイミング、参加メンバー、意思決定すべき内容、必要資料等を類型化し、そのために必要となる被害状況等の集約方法も定型化及び定時報告を求める。</li> </ul> <p>② 班編成（危機管理部）について（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理部内における役割を整理、再編（各々の役割の明確化等）する。併せて危機管理部総括班にある、広報・報道・広聴について一元化された体制を、広報班として再編する。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 災害対策本部の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 1 月の訓練で検証し、平成 30 年度中に様式を確定させる。</li> </ul> <p>② 班編成（危機管理部）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 1 月の訓練で検証し、平成 30 年度中にマニュアルを改正する。</li> </ul>
関係部局	危機管理室、区役所、各局室
対応状況	理由(いつどのような対応をしたか)
済	<p>① 災害対策本部の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 1 月の訓練で検証し、本部会議の様式を確定させた。また、防災情報システムによる報告様式も、エクセルで作成し周知した。</li> </ul> <p>② 班編成（危機管理部）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 1 月の訓練で検証し、班編成を改めマニュアルを改正した。</li> </ul>

## 2 業務継続計画（BCP）

2	業務継続計画（BCP）について
課題	<p>① 発動基準の明確化と解除要件（通常業務再開）の整理（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発動要件：大阪市災害対策本部設置、市域又は庁舎等に甚大な被害があり、かつ大阪市災害対策本部長が必要と認める場合</li> <li>・解除要件：業務資源の不足等に伴う本市における業務継続上の障害が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で本部長が解除を宣言する。</li> </ul> <p>※ただし、各本部員は解除宣言の前であっても応急対策業務の進捗等、状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。</p> <p>② 浸水想定区域の部・区における代替施設の検討</p> <p>③ 職員用備蓄、装備品、仮眠スペースの検討</p>
対応方針	<p>① 発動基準の明確化と解除要件（通常業務再開）の整理（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発動基準の明確化：災害対策本部が設置（震度5弱以上）されたときに、BCPを自動発動しBCPに定める非常時優先業務に従事する。</li> <li>・解除要件（通常業務再開）の整理 BCPの発動後、その後の被害状況を踏まえ通常業務を順次再開させる。 →通常業務を再開するために、業務詳細一覧記載の通常業務の優先度をあらかじめ定めておく。</li> </ul> <p>② 浸水想定区域の区・部における代替施設の検討（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水エリア外に代替施設を確保する。</li> <li>・代替施設確保に際しては、部及び区本部としての機能を稼働させるために必要な設備を整備する。 ※区役所：浸水エリア外の区役所などで検討 ※部：浸水エリア外の施設で検討 →現在、浸水エリア内に代替施設を確保している場合には、本庁舎等、より適切な場所に移転する。</li> </ul> <p>③ 職員用備蓄、仮眠スペースの検討（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水、食料：災害対策に従事する職員の飲料水・食料の確保について対策を進める（公費購入の是非について要判断）、現場派遣用の装備品の準備を検討する。</li> <li>・保管場所の確保</li> <li>・仮眠スペースの確保</li> </ul>



<p>対応 スケジュール</p>	<p>① 発動基準の明確化と解除要件（通常業務再開）の整理 ・災害対策本部が設置されたときに従事する非常時優先業務の見直しを、平成 30 年度中に行う。</p> <p>② 浸水想定区域の区・部における代替施設の検討 ・代替施設の確保に向けての検討・意見調整を行い、候補施設を令和元年度中に決定する。</p> <p>③ 職員用備蓄、仮眠スペースの検討 ・危機管理室において、職員用備蓄や仮眠スペースの確保に向けた検討を平成 30 年度に行い、令和元年度以降に関係所属と協議・調整を行っていく。</p>
<p>関係部局</p>	<p>全所属</p>
<p>対応状況</p>	<p>理由(どのような対応をしたか)</p>
<p>済</p>	<p>① BCP 発動時の非常時優先業務について、平成 30 年度に各局・室、令和元年度に各区役所での見直しを行った。</p> <p>② 津波により区域全域が浸水する 8 区にある区役所および本庁舎以外の各部の「災害対策本部機能維持」の代替施設については、令和 2 年 3 月に B C P（1.4 版）において区役所は阿倍野防災拠点、本庁舎以外の各部は市役所本庁舎で災害対策本部機能を選択できるよう明記し、令和 2 年度に全ての津波浸水区域所在所属を確定させた。</p> <p>一方で、業務機能の継続ができる代替施設については、各所属において確保に努めることとし、区役所で稼働する各種システム所管局においては、業務の継続方法を整理し、各区役所に対応方針を示すよう令和 2 年度中に調整する。</p> <p>③ 1 号動員人数分の 1 日分の食料・飲料水・簡易トイレの職員用備蓄を令和 2 年度に整備する。また備蓄品の保管スペースとあわせて職員の仮眠（休憩）スペースの確保を各所属に推奨していく。</p>

### 3 住民支援・避難所対応

3-1	避難行動要支援者支援について
課題	① 自主防災組織や民生委員、区社会福祉協議会など、さまざまな団体が安否確認を実施したが、確認の重複や確認情報の把握が困難などの課題が生じた。
対応方針	<p>① 安否確認について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震における安否確認の状況を分析し、他都市事例（照会中）などを参考に、自主防災組織を中心とした関係団体と連携した情報の取りまとめを検討する。</li> <li>・また、その際に取りまとめのベースとなる避難行動要支援者名簿（全件）は、「災害が発生し、または発生するおそれがある場合」に提供できることとなっているが、災害発生時にはスムーズに提供し活用できるよう、提供にかかる基準を、区役所と危機管理室で構成するWGで検討し決定する。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 安否確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室と区役所職員によるワーキンググループで検討を行い、各区や他都市の安否確認の事例や手順を収集し、平成30年度中に24区へ提供する。</li> </ul>
関係部局	危機管理室・福祉局・区役所
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認のひな型を作成し各区へ周知済である。</li> <li>・その内容は、震災対応業務にかかる課題（全区共通課題）への対応策について（区長会議安全・環境・防災部会）へも平成31年3月追記済。</li> </ul>

3-2	避難所運営について
課題	<p>① 避難所となる施設の安全性の確認</p> <p>② 避難所開設・閉鎖に対する考え方の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の地震レベル（大規模な家屋損壊がない状況）での避難所開設を想定しておらず、避難所開設前に自主的に避難された方や、余震への不安から避難されてくる方への対応など、避難所の開設や閉鎖についての考え方を整理する必要がある。</li> </ul>
対応方針	<p>① 避難所となる施設の安全性の確認（分類番号：Ⅱ）</p> <p>□チェックリストのブラッシュアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定の資料等を参考に、写真等を追加し、わかりやすいチェックリストを作成する。【今年度中】</li> <li>・担当者のスキルアップのための研修を検討する。</li> <li>・他都市状況照会（照会中）し、参考になる事例を反映する。</li> </ul> <p>□避難所の安全確認の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確認実施結果、安全性に不安のある建物への対応（他の避難所への振り分けや連絡体制等）を整理する。</li> </ul> <p>② 避難所開設・閉鎖に対する考え方の整理（分類番号：Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画では「避難所とは、災害により住宅に留まることができない市民等が、一時的に避難生活を行う場所」と定義されているが、住宅に被害がなく、不安を感じ避難される住民への対応についても、区本部長の状況判断により、避難所を開設することを基本とすることや、地域による避難所開設を混乱なく実施するため、避難所開設の目安などをWGにおいて検討し、「避難所開設・運営ガイドライン」などに記載する。</li> <li>・震災対策業務にかかる課題検討のためのワーキンググループ開催 (10/3 WG① 11/5 WG②予定 ※月1回開催予定)</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 避難所となる施設の安全性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度中に、施設の安全点検のチェックリストを作成する。</li> <li>市職員を対象とした研修会※により、点検方法の周知を図る。</li> <li>※課題 No. 6-10「市設建築物の安全確認について」で行われる研修会を活用</li> </ul> <p>② 避難所開設・閉鎖に対する考え方の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度中に、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、避難所開設・運営ガイドラインに追記する。</li> </ul>
関係部局	危機管理室・区役所
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<p>① ・市職員を対象とした研修会を令和元年6月以降に実施済である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設ごとの安全確認カルテの作成様式を令和2年1月に作成し、全所属へ共有済である。</li> </ul> <p>② 避難所開設・運営ガイドラインに追記済（令和元年6月）</p>

#### 4 災害広報

4	災害時広報の在り方について
課題	<p>市民等への情報発信や広聴体制の改善</p> <p>① 災害のフェーズごとの市民への呼びかけやメディアへの情報提供等について、災害対策本部として情報を発信する仕組みが構築されていたにもかかわらず、それが機能しておらず、市民やメディアが求める情報の提供が十分でなかった。</p> <p>② 災害対応を実施している危機管理室を問い合わせの窓口としていたため、市民からの問い合わせが多数寄せられ、その対応に忙殺され本部の応急対応業務に支障が出た。</p>
対応方針	<p>① 災害のフェーズごとの市民への呼びかけ等、市民が必要とする情報提供 (分類番号：Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部として災害のフェーズごとに適時的確な情報発信を行うため、危機管理部総括班における情報収集・整理体制を整備するとともに、危機管理部総括班から広報班を独立させ、HP、ツイッター等による情報発信を専任で行う。</li> <li>・災害のフェーズごとに発信すべき情報の精査</li> </ul> <p>【具体事例】</p> <p>ライフライン(電気・水道・ガス)、交通機関(鉄道・バス)、交通規制情報、市民利用施設関係(市立学校園登下校を含む)関係、避難所の開設など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報発信やメディアへの情報提供等についてのマニュアルを補足・改定</li> </ul> <p>② 市民からの問い合わせ対応(分類番号：Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における市民からの問い合わせ窓口の再整理</li> </ul> <p>※災害時に想定される市民からの問合せに対して、初期初動段階から広報班の問い合わせ先も含め、各所属が設置する窓口情報を整理し、公表するとともに、災害フェーズごとに精査された発信情報をもとに、広報班への問い合わせに対する対応を行い、適切な問い合わせ先を市民に案内する。</p>
対応スケジュール	<p>① 災害のフェーズごとの市民への呼びかけ等、市民が必要とする情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度中に、総括班における情報収集・整理体制の整備及び広報班の設置を行うとともに、発信すべき情報の精査、マニュアルの改定を行う。</li> </ul> <p>② 市民からの問い合わせ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度中に、問合せ窓口体制(広報班に設置)を整備する。(必要な人員・場所・設備を確保)</li> </ul> <p>併せて各所属が設置する窓口情報についても整理し、公表していく。</p>
関係部局	危機管理室、政策企画室、ICT戦略室

対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	① 令和元年度より総括班から独立した広報・広聴班を設置し、災害応急対応マニュアルを作成するとともに総合防災訓練で設置訓練を実施している。 ② 広報・広聴班内に広聴担当者を配置し、市民からの電話等による問い合わせに対応する体制を整え、総合防災訓練で設置・運営訓練を実施している。

5 庁内の情報共有

5	庁内の情報共有の在り方について
課題	<p>① 市災害対策本部の組織内部のキーパーソン間における意志疎通を迅速に図る仕組みが構築されていなかったために、市長からの指示事項の本部員への迅速な伝達その他本部員間等の情報共有が十分できていなかった。</p> <p>② 本部会議での決定・指示事項や業務連絡について、その都度、各部・区本部に情報伝達したため、情報が錯綜して整理された情報として伝わらなかった。</p>
対応方針	<p>① <b>市災害対策本部の組織内部のキーパーソン間における意志疎通を迅速に図る仕組み等の構築（分類番号：Ⅲ）</b></p> <p>□市長－所属長間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報伝達・情報共有が、自宅・出張先等からも可能となるように、LINE WORKS（BYOD）を活用した手段を導入する。</li> </ul> <p>□教育委員会－校園長等間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 PC アドレスへのメール一斉配信に加え、自宅・出張先等からも可能となるように、校園長等のスマートフォン・携帯電話の個人アドレスに対してもメールを一斉配信する。加えて、校園長が指名する複数の教職員が、学校外からでも個人端末で閲覧できる教育委員会の緊急連絡用ホームページを開設することにより、教育委員会と学校園との情報共有を図る。</li> </ul> <p>□市民からの情報収集・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区と地域の自主防災組織等との間において、LINE@を活用してつながることにより、地域の方が収集した災害情報や災害状況を撮影した写真について、効率よく区へ伝達できる仕組みを構築し、避難所の状況や被害状況の把握に活用する。</li> </ul> <p>② <b>本部会議決定事項などの各部・区本部への伝達（分類番号：Ⅲ）</b></p> <p>本部会議での決定・指示事項や業務連絡について、災害ポータルサイトを活用し、情報の分類や緊急度等を整理して掲載することにより、広く関係職員が整理された情報を共有できるよう、災害時における情報共有の運用を確立する。</p>
対応スケジュール	<p>① <b>市災害対策本部の組織内部のキーパーソン間における意志疎通を迅速に図る仕組み等の構築</b></p> <p>□市長－所属長間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、所属長のスマートフォンにLINE WORKS をインストールし、平成 31 年 1 月より利用を開始する。</li> </ul> <p>□教育委員会－校園長等間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校園長の個人アドレスへ送る携帯電話・スマートフォン用アプリのインストール、テスト配信、利用開始を平成 31 年 1 月より行う。</li> <li>・緊急連絡用ホームページの構築・運用テストを平成 31 年 1 月より行う。</li> <li>・教育委員会用緊急連絡用ホームページの運用を平成 31 年 4 月より行う。</li> </ul>

	<p>□市民からの情報収集・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル区において、LINE@を活用した実証実験を平成30年度に行う。</li> <li>・実証実験結果を踏まえた複数区への展開を令和元年度より行う。</li> </ul> <p>② 本部会議決定事項などの各部・区本部への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ポータルサイト（検証版）の構築及び運用テストを平成30年度中に行う。</li> <li>・災害ポータルサイトのテスト運用開始を令和元年度より行う。</li> </ul>
関係部局	危機管理室、政策企画室、ICT戦略室、教育委員会事務局
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<p>① □市長—所属長間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、所属長及び所属長等のスマートフォンにLINE WORKSをインストールし、平成31年1月より利用を開始し、9月、1月の各種訓練で活用している。</li> </ul> <p>□教育委員会—校園長等間について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校園長の個人アドレスへ送る携帯電話・スマートフォン用アプリのインストール、テスト配信、利用開始を平成31年1月より実施済である。</li> <li>・教育委員会用緊急連絡用ホームページの運用を令和元年6月より実施済である。</li> </ul> <p>□市民からの情報収集・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度にモデル区の募集し、令和元年度にモデル区において、LINE公式アカウントを活用した地域との情報伝達訓練を実施</li> </ul> <p>② 平成30年度に災害ポータルサイトを構築、9月の総合防災訓練にて運用テストを実施。令和元年度から運用開始済みである。</p>

6 その他、主要な個別課題

6-1	災害時の水道水の確保について
課題	<p>① 断水リスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹管路の破損と浄水場被災による断水の広域化・長期化</li> </ul> <p>② 応急給水について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他都市からの要請に基づく応援派遣の円滑化</li> <li>・本市被災の際にも他都市との情報収集・調整、応援が求められる大阪市（日本水道協会関西地方支部長都市）としての対応</li> </ul>
対応方針	<p><b>大阪市の水道事業における災害対策（計画）について</b></p> <p>南海トラフ巨大地震等の災害に備え、水道局では継続してハード・ソフト両面から検証と対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>市民の安心安全を確保する浄配水施設及び管路網を構築し、発災直後も当面必要な水量を確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>徒歩圏内（小学校ごと（約 300 カ所））での「拠点応急給水体系」の確立             <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒「大阪市水道震災対策強化プラン 2 1」</li> </ul> </li> </ul> <p><b>大阪府北部地震の検証による対策強化について</b></p> <p>次の対応方針を体系的に実施し、もって南海トラフ巨大地震への対策強化を図る。</p> <p>① 断水リスクについて（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>幹線ルート of 総点検と必要に応じた維持補修</li> <li><input type="checkbox"/>1 つの浄水場が停止しても、他の浄水場から迅速に応援できる「総合水運用システム」の導入</li> </ul> <p>② 応急給水について（分類番号：Ⅱ・Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>応急給水支援隊の常設と装備品の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に発災後初動期における支援隊を編成</li> <li>・備品、通信・OA 機器（スマホ（カーナビ兼用）、充電器など）の整備</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>受援体制の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内ブロック別対口受援計画の策定</li> <li>・災害拠点の整備（給水車用の注水設備の増設）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>災害時協定等の実効性の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定等に基づいた訓練の強化</li> </ul> </li> </ul> <p>③ その他重要事項（災害時広報・職員参集の強化）（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>LINE の活用による災害時広報の強化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水・濁り地域、応急給水拠点、水道水の飲用適否（摂取制限）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>職員個人による災害時行動タイムライン（発災後 24 時間まで）作成による意識の向上</li> </ul>



<p>対応 スケジュール</p>	<p>① 断水リスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 幹線ルート of 総点検・維持補修を平成 30 年 6 月から順次実施中</li> <li><input type="checkbox"/> 「総合水運用システム」の導入を平成 31 年度半ばから実施予定</li> </ul> <p>② 応急給水について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 応急給水支援隊の常設と装備品の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水支援隊の編成を平成 30 年度中に調整予定</li> <li>・ 装備品の整備を平成 30 年度から整備予定</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 受援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内ブロック別対口受援計画を平成 30 年度中に作成予定</li> <li>・ 給水車用の注水設備の増設（浄配水施設の耐震化にあわせて実施予定）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 災害時協定等の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年 10 月に神戸市、新潟市、東京都との合同訓練、11 月に日水協全国合同訓練（静岡市）・日水協関西地方支部合同訓練（京都市）を実施済み</li> <li>・ 東京都との合同訓練を、平成 31 年 1 月 22～25 日に実施予定</li> </ul> </li> </ul> <p>③ その他重要事項（災害時広報・職員参集の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> LINE の活用による災害時広報の強化について、令和元年度に導入予定</li> <li><input type="checkbox"/> 職員個人による災害時行動タイムライン（24 時間まで）の作成を、平成 31 年 1 月に実施予定</li> </ul>
<p>関係部局</p>	<p>水道局、危機管理室</p>
<p>対応状況</p>	<p>理由(どのような対応をしたか)</p>
<p>済</p>	<p>① 断水リスクについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 平成 30 年度、幹線ルート of 総点検を完了</li> <li><input type="checkbox"/> 令和元年 10 月、「総合水運用システム」を導入済み</li> </ul> <p>② 応急給水について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 応急給水支援隊の常設と装備品の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 31 年 2 月、応急給水支援隊を編成済み</li> <li>・ 令和元年度中にスマホ等装備品を整備済み</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 受援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 31 年 4 月、市内ブロック別対口受援計画を含む、「大阪市水道局 受援計画」を策定済み</li> <li>・ 柴島浄水場 5・6 号配水池の耐震化にあわせて、給水車用の注水設備の増設予定（令和 3 年度中）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 災害時協定等の実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 30 年度に他都市合同訓練を 4 回実施済み</li> <li>・ 令和元年 11 月、神戸市、福岡市、東京都、堺市との合同訓練を実施済み</li> <li>・ 協定等に基づく他都市合同訓練は毎年継続実施中</li> </ul> </li> </ul>

済	<p>③ その他重要事項（災害時広報・職員参集の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 令和元年12月、LINEを導入済み</li><li><input type="checkbox"/> 平成30年度より、年1回全職員が災害時個人行動タイムライン（24時間まで）を作成済み</li></ul>
---	--

6-2	災害廃棄物等について
<p>課題</p>	<p>&lt;排出・集積場の管理&gt;</p> <p>① 道路交通の確保、まちの衛生維持のため、各家庭から排出される災害廃棄物が道路上に置かれないよう、発災直後からごみの収集体制が稼働するまでの間、秩序あるごみ出しや、生ごみとそれ以外など分別排出に対する市民の理解、協力を得る必要がある。</p> <p>② 災害廃棄物の集積場や仮置き場等の確保、管理体制の整備が必要となる。</p> <p>&lt;廃棄物のリサイクル&gt;</p> <p>③ 南海トラフ巨大地震では約1,200万トン、上町断層帯地震では約1,800万トンの災害廃棄物の発生が想定されており、これらがリサイクルされ復興時のインフラ整備に利用され、まちの早期復興に重要な役割を果たせる必要がある。</p>
<p>対応方針</p>	<p>① 市民啓発について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時のごみ出し方法について、平時から区役所や地域団体と情報共有し、市民への周知を進める。（地域の防災訓練への参加、リーフレットの配布など）</li> </ul> <p>② 仮置き場等の確保について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置き場については、市内の未利用地や公園など、仮置き場の候補をリスト化し、面積の把握、定期的に状況を確認する。（応急仮設住宅候補用地との区分も含め、候補地を検討する。）</li> <li>二次仮置き場については、広範囲な面積を要することが想定されるため、港湾エリアも含め用地のリスト化を図る。</li> </ul> <p>③ 廃棄物のリサイクルについて（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ整備として活用可能なコンクリート再生材（埋め立て材）としての活用を検討する。</li> </ul>
<p>対応スケジュール</p>	<p>① 市民啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時のごみ出し方法等の啓発活動は、平成30年度より実施済みである。引き続き、啓発活動に努めていく。</li> </ul> <p>② 仮置き場等の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置き場及び二次仮置き場の候補地を令和元年度中に実施予定である。</li> </ul> <p>③ 廃棄物のリサイクルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再利用・再資源化体制について、令和元年度を目標に検討を進めていく。</li> </ul>
<p>関係部局</p>	<p>環境局、区役所、契約管財局、港湾局、危機管理室</p>

対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<p>① 市民啓発について 環境事業センターが地域の防災訓練に参加し、災害リーフレットを配布した。</p> <p>② 仮置き場等の確保について 危機管理室と連名で台風等による災害ごみの仮置き場を想定した未利用地等の状況調査を行い、提出されたリストを基に環境事業センターと区役所と連携し、現場確認のうえ仮置き場候補地を整理した。</p> <p>③ 廃棄物のリサイクルについて 再利用・再資源化体制について、令和元年度に検討済。</p>

6-3	災害時のトイレの確保について
課題	① 災害発生時には、多くの避難者が避難所等集まるため、その際に使用するトイレの確保が必要である。
対応方針	<p>① 災害時のトイレの確保について（分類番号：Ⅲ）</p> <p><input type="checkbox"/> トイレの購入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日分相当の備蓄トイレの購入</li> <li>・ 障がい者も使用可能な仮設トイレ（555基）の購入（H29～R3年度）</li> <li>・ 仮設トイレの必要数（約7,500基）の確保に向けた、レンタル業者4社との協定締結</li> <li>・ レンタル業者等の被災状況により必要数の仮設トイレが確保できない場合の対応として、他都市への応援体制等を整備していくとともに、備蓄トイレの追加購入についても検討していく。</li> <li>・ 避難所周辺にある公共下水道のマンホール蓋を改良することにより、簡易にマンホールトイレとして使用できる場合もあるため、設置に向けた検討も実施しておく。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレの設置場所及び必要数の把握等、情報収集に向けた連絡体制の整理を行う。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 災害時のトイレの確保について</p> <p><input type="checkbox"/> トイレの購入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3日分相当の備蓄トイレの購入を平成30年度中に実施</li> <li>・ 障がい者も使用可能な仮設トイレを令和3年度までに購入予定</li> <li>・ 仮設トイレレンタル業者との協定については、平成29年度に締結済み</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡体制については、資料編を参照</li> </ul>
関係部局	環境局、建設局、危機管理室
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	災害時のトイレ確保に向け、令和元年度、令和2年度も計画的に仮設トイレを購入しており、令和3年度で購入完了予定である。

6-4	被災証明発行事務について
課題	① 大阪市で地震による被災証明事務（申請・調査・発行）の経験がなかったため、事務を遂行する体制等が未整理であった。
対応方針	<p>① 各所属の役割、事務遂行フロー、人材育成など全庁的な対応方針を整理 (分類番号：Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災証明事務に関する実施要領の策定</li> <li>・実施要領に基づいた被災証明事務（申請・調査・発行）に係る研修の実施</li> <li>・地域防災計画等での関係所属の役割分担の明確化</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 各所属の役割、事務遂行フロー、人材育成など全庁的な対応方針を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度中に、被災証明書発行事務にかかる課題整理を行い、関係部局と協議・調整を経て、令和元年度に実施要領を作成予定である。</li> <li>・策定した実施要領に基づき、被災証明書関係事務に係る研修会を令和元年度より実施する。</li> <li>・地域防災計画等での関係所属の役割分担の明確化を平成 31 年度に実施する。</li> </ul>
関係部局	区役所、都市計画局、危機管理室、財政局
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災証明書の名称を「罹災証明書」に改めるとともに、証明書等各種様式の整理を図るため、交付要綱を策定した。</li> <li>・令和元年度から、罹災証明書発行事務研修を実施している。</li> <li>・地域防災計画の改訂については、令和元年度に修正済みである。</li> </ul>

6-5	建築物の応急危険度判定について
課題	① 応急危険度判定業務においては、建物被害等の情報収集が重要であるが、今回の区役所や各局室から報告があった被害情報の内容や調査方法等にバラツキが大きく、全市的な被害状況の迅速かつ的確な把握が困難であった。
対応方針	<p>① 被害情報の報告内容の統一化や ICT の活用について（分類番号：Ⅲ）</p> <p><input type="checkbox"/>被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等の被害状況を的確に把握できるよう、区役所や各局室に求める報告項目、基準の統一化を図るとともに、被害状況をタイムリーに全所属で共有できるような仕組みを構築する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>各災害対応業務への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属が所有する地図情報や建物情報を区役所が収集する被害情報と ICT 化などで連動させることにより、一元的に確認できる仕組みの検討を行うとともに、非常時の通信インフラと電源確保についても検討を進める。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 被害情報の報告内容の統一化や ICT の活用について</p> <p><input type="checkbox"/>被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告項目、基準の統一化を図るとともに、被害状況を全所属で共有する仕組みの検討を平成 30 年度中に行う。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/>各災害対応業務への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地図情報や建物情報及び被害情報を ICT 等により連動させる仕組みについて、平成 31 年度に検討を行う。</li> </ul>
関係部局	都市整備局、都市計画局、危機管理室、区役所、ICT 戦略室
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定業務における被害状況の把握について、報告項目等の統一化を図るため、様式を整備済み。</li> <li>・関係部局が連携し、応急危険度判定業務における地図情報について、GIS 等の更新に合わせデータベースの更新が可能となる体制を構築済み。</li> </ul>

6-6	道路区域境界の確定について
課題	① 大規模災害後、道路境界を復元する際には高い精度による復元が求められることから、公共測量により座標管理していく必要がある。
対応方針	<p>① 大規模災害時に道路境界を復元する仕組みについて（分類番号：Ⅲ）</p> <p>〔第一段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座標管理ができていない地区については、精度は落ちるが暫定として現在あるデジタルデータの活用を図り、災害時の早期復旧に資するよう整備する。</li> </ul> <p>〔第二段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の補助制度の活用および体制整備を検討し、今後、5箇年で精度の高い座標管理ができるよう整備を進める。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 大規模災害時に道路境界を復元する仕組みについて</p> <p>〔第一段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度末までに座標と地図データを整備し、座標精度は低いですが災害時の早期復旧に資する資料の整備を完了させる。</li> </ul> <p>〔第二段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7次国土調査事業（R2～）における補助制度を活用できるよう、国と協議を行う。</li> <li>体制整備は、関係所管局と調整しながら5箇年で座標整備可能な体制を構築する。</li> <li>座標整備の実施時期は、国・府の補助予算の活用を踏まえ、令和2年度からの5箇年とする。</li> </ul>
関係部局	建設局、危機管理室
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<p>〔第1段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座標と地図データの整備を平成31年3月末に完了した。</li> </ul> <p>〔第2段階〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省および大阪府と協議の結果、未整備地区の座標整備5箇年計画について、大阪市が地籍調査事業を実施していくことで一定の理解が得られた。</li> <li>事業は国直轄事業を要望しており、令和2年度より実施済である。</li> <li>体制整備は、事業の実施状況に合わせて検討を進める。</li> </ul>



6-7	災害モード宣言と避難情報の明確化について
課題	<p>① 今回の地震では、帰宅困難者がほぼ発生していないが、通勤時間帯に地震が発生した場合の出勤抑制のあり方など、新たな課題が見えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者対策は、事業者等の自助・共助による取り組みを基本としており、出勤抑制についても事業所等のBCPに位置付けられるものとして、それらの対応は現在のところは事業所等の判断に委ねられている。</li> <li>・危機事態が発生し、危険が迫っている場合も想定される中、災害発生直後の行動として、出勤等が真に必要なものか、社会全体としてエマージェンシーモードへの切替えを図る『非常事態宣言』等の制度について検討が必要である。</li> </ul> <p>□緊急事態の情報発信（非常事態等の宣言）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に市域が緊急事態等であるなど、行政側から発信することで事業所などのBCP活動の判断を促し、市域の混乱を防止・抑制することができる。</li> </ul> <p>非常事態等の宣言は、大阪府下をはじめ関西の事業所等へ広く発信することが必要であるため、大阪府、関西広域連合、政府と連携し対応する必要がある。</p>
対応方針	<p>① 災害モード宣言について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等の発生時、行政は災害応急対策業務等の非常時優先業務を優先すること、また、企業や市民に対して、平時の対応から緊急事態の対応へ社会的な切り替え促す市長自らの呼びかけを検討する。</li> </ul> <p>② 避難情報の明確化について（分類番号：Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のいのちを守るため、市民に避難行動を促す避難情報のあり方を検討する。（市民に「伝える情報」から「伝わる情報」へ）</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 災害モード宣言について</p> <p>□災害における緊急事態を呼びかける「災害モード宣言」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震、風水害等の事象ごとに、災害が発生する前または後の的確なタイミングにおいて、メッセージを伝えることとし、市長が市民等に直接伝える広報ツール（YouTubeやSNSなど）を用いて発信する。（平成30年度実施予定）</li> </ul> <p>② 避難情報の明確化</p> <p>□河川氾濫に関する避難情報のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央防災会議において「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」で「住民の避難行動等を支援する防災情報の提供」が示されたが、今後、「避難勧告等に関するガイドライン」の見直しも予想されることから、国の動向を注視して、本市の避難情報の発信手段を見直す。（国の動向に連動）</li> </ul>
関係部局	危機管理室

対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<p>① 災害モード宣言については、令和元年7月に各所属に対し宣言発出時の対応について通知済である。</p> <p>② 避難情報の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月に内閣府が「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を行い、避難情報に警戒レベルを付けて発信するなど、避難のタイミングの明確化が図られた。</li> <li>・これを受けて、本市としても「洪水予報河川及び水位周知河川に関する避難勧告等実施要領」を修正し、避難情報の発信方法の見直しを行った。</li> </ul>

6-8	災害時における外国人支援について
<p>課 題</p>	<p>① これまでは在住外国人への対策を主に進めてきたが、近年、外国人観光客が激増し（昨年1,110万人来阪）、さらにG20の開催、万博・IRの誘致も見据え、在住外国人対策はもとより、外国人観光客の安全対策も喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、災害時において外国人が利用しやすい情報提供や支援の在り方が求められるが、情報発信の在り方・ツールについて、広域的な取組みも含め、効果的な対策が必要である。</p> <p>また、多様な関係機関が連携し、効率的な支援策の検討が必要である。</p> <p>&lt;情報発信のこれまでの取り組み事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供：災害多言語支援センター・ポータルサイト Emergency・Osaka Call Center・広報カード</li> </ul> <p>&lt;想定される関係機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設、宿泊施設、旅行会社、観光案内所、大阪観光局、大阪府、外国公館(領事館)等（※観光部門、国際部門と防災部門の連携が必須）</li> </ul>
<p>対応方針</p>	<p>① 外国人支援のあり方について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人支援の在り方の検討を目的に、大阪府・市の危機管理部局、観光・国際部局等が連携した連絡会議※を新たに立ち上げ、検討内容を「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」（大阪府主催、大阪市・関西広域連合はオブザーバー参加）で審議を行い、本検討会での議論を参考に、市で行うべき対策を啓発等の平時の取組みも含め検討する。</li> </ul> <p>□災害時の外国人の求める情報の迅速かつ確実な伝達・提供及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用した外国人の視点に立った情報発信 伝達ルート及びツールの検討</li> <li>・発信情報の再整理・充実 外国人に必要な情報の整理及び効果的な発信手法の検討 災害発生時の行動に関する事前啓発 伝達情報の多言語化・ストック（パターン化）</li> <li>・関係機関との連携体制・協力関係の強化（観光施設、宿泊施設、大阪観光局、外国公館等）</li> </ul>

<p>対応 スケジュール</p>	<p>① 外国人支援のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS 等を活用した外国人の視点に立った情報発信として、大阪観光局公式 SNS、及び国際交流センター SNS により実施済みである。情報の伝達ルート、ツールについては平成 30 年 10 月より大阪府等の関係機関と連携して検討を開始した。</li> <li>・ 伝達情報の多言語化・ストックについては、令和元年度末に完了予定である。 (必要な情報の整理及び発信手法の検討は着手済み、災害発生時の行動に関する事前啓発については、既存外国人向け防災学習会等の充実を検討する。)</li> <li>・ 関係機関（観光施設、宿泊施設、大阪観光局、外国公館等）との連絡体制の強化については、平成 30 年 10 月より実施済みである。</li> </ul>
<p>関係部局</p>	<p>危機管理室、経済戦略局、市民局</p>
<p>対応状況</p>	<p>理由(どのような対応をしたか)</p>
<p>済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS 等を活用した外国人の視点に立った情報発信として、大阪観光局公式 SNS、及び国際交流センター SNS により実施済みである。</li> <li>・ 災害情報、交通機関、観光施設の状況等、外国人旅行者に必要な情報を大阪府災害多言語支援センターウェブサイト・アプリ「Osaka Safe Travels」に集約して掲載し、大阪観光局が持つ情報発信ツール（ウェブサイトや SNS）とリンクさせることによって外国人旅行者に届ける仕組みを令和 2 年 2 月に構築済みである。</li> <li>・ 情報の伝達ルート、ツールについては平成 30 年 10 月より大阪府等の関係機関と連携して検討を開始した。</li> <li>・ 伝達情報の多言語化・ストックについては、令和 2 年 3 月末に基本形の作成が完了している。 (必要な情報の整理及び発信手法を「令和元年度 災害時外国人支援体制強化に向けた検討会」にて検討し、定型的な発信情報のパターン化を進めた。災害発生時の行動に関する事前啓発については、外国人向け防災学習会として、もしもの災害に備えて「防災」について知る・学ぶ機会を多言語（やさしい日本語を含む）で提供する「外国人のための防災教室」を例年実施している（令和元年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止）。)</li> <li>・ 関係機関（観光施設、宿泊施設、大阪観光局、外国公館等）との連絡体制の強化については、平成 30 年 10 月より実施済みである。</li> </ul>

6-9	災害時の駅施設等周辺の滞留者対策について
課 題	<p>① 今回の地震において、Osaka Metro の駅施設の一部で、指定緊急避難場所である小中学校に誘導したが、小中学校では地域住民以外の避難者は想定しておらず、対応に苦慮することとなった。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基準法に基づき指定している指定緊急避難場所（公園、小中学校等運動場）は 24 時間開放され、市民等が避難できる避難場所であるため、授業のある時間帯であっても、防災アプリやハザードマップ等で確認して一般の避難者が小中学校へ避難してくる可能性はある。</li> <li>・地震時には、駅施設に限らず建物、施設の安全確認のため、乗降客等が施設外へ誘導され、一時的に道路への滞留者が発生する。</li> </ul>
対応方針	<p>① 鉄道事業者との災害時の避難場所の連携について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者（7 社）部会を開催して、各事業所の消防計画等を参考に現状の対応策や課題、鉄道利用者の避難のあり方など今後の対応方針を協議する。</li> <li>・鉄道事業者部会での対応方針に基づき、モデル地区（港区を想定）において、鉄道事業者と対応策を検討していく。</li> <li>・また、指定緊急避難場所に指定されている小・中学校で児童・生徒が滞在する時間帯に、津波など災害状況によって鉄道利用者が避難せざるを得ない場合、安全管理上の課題や情報連携のあり方などを検討していく。</li> <li>・モデル地区での成果は、区長会部会の審議を経て、今年度を目途に全市域での対応とする。</li> </ul>
対応スケジュール	<p>① 鉄道事業者との災害時の避難場所の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 鉄道事業者との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の避難場所の考え方、鉄道事業者の災害時の避難場所の考え方、今後の検証の進め方など現状の情報共有を平成 30 年 11 月に実施済みである。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> モデル区での検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁天町駅をモデルとして、JR 西日本、Osaka Metro、港区役所、危機管理室で検証し、基本方針を取りまとめる。なお、小・中学校を避難場所とするケースについては、教育委員会と調整を平成 30 年度中に図っていく。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 鉄道事業者との連携、区長部会への報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく対応策を鉄道事業者と連携し、安全環境防災部会への報告を経て、全市域での対応策を平成 30 年度内に作成予定である。</li> </ul> </li> </ul>

関係部局	危機管理室、区役所、教育委員会事務局
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道事業者との情報共有を平成 30 年 11 月に実施済。</li> <li>・ 鉄道事業者と連携してモデル区での検証を平成 31 年 1 月に実施し基本方針をとりまとめ、基本方針に基づく対応策を区長部会へ令和 2 年 2 月に報告済。</li> <li>・ なお、鉄道事業者の取り組み状況を共有いただくよう連携を図っている。</li> </ul>

6-10	市設建築物の安全確認について
課題	① 大規模地震が発生した際には、特に常時、不特定多数の利用者がある施設や、災害時に重要な役割を担う施設において、施設管理者は、限られた時間の中で建物の安全確認を行った上で、建物内での待機・建物からの退避を判断する必要がある。
対応方針	<p>① 施設管理者による安全体制の整備について（分類番号：Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針：平成27年2月 内閣府（防災担当）」に基づく、施設管理者による緊急点検方法の確立に向けた取り組みを実施していく。</li> </ul> <p>&lt;取り組み内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理者による施設ごとの安全確認カルテ<sup>※</sup>の作成</li> <li>・点検方法等の確立に向けた市職員向けの研修会等の実施</li> </ul> <p>※安全確認カルテ</p> <p>建物の基礎情報や、地震発生直後に建物の損傷状況の確認を行う箇所の写真を掲載するなど、安全確認を行う際に必要となる情報を取りまとめたもの</p>
対応スケジュール	<p>① 施設管理者による安全体制の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時における施設のチェックポイント等について、市職員を対象とした研修会等を平成31年度より毎年実施していく。</li> <li>・施設ごとの安全確認カルテの作成・更新を平成31年より実施していく。</li> </ul>
関係部局	危機管理室、各施設所管所属、都市整備局
対応状況	理由(どのような対応をしたか)
済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員を対象とした研修会を平成31年6月以降に実施済である。</li> <li>・施設ごとの安全確認カルテの作成様式を令和2年1月に作成し、全所属へ共有済である。</li> </ul>